

基金だより

2017年
8月発行

平成28年度決算をお知らせします

基金の業務概況 ● 平成28年度決算時(平成29年3月31日現在)の当基金の概況等をお知らせいたします。

加入者数および掛金額

	男子	女子	合計
	652人	71人	723人
掛金額	標準掛金	11,666万円	
	特別掛金	—	
	事務費掛金	2,136万円	

当月分を翌月末納付 納付率100%

年金資産の委託先別運用状況

資産運用は5社の金融機関に委託しています。

委託先	資産額	収益額	運用利回り
信託銀行(3社)	461,357万円	13,287万円	2.96%
生命保険会社(2社)	212,093万円	7,251万円	3.52%
総合計	673,450万円	20,538万円	3.13%

当基金の平成28年度の年金資産運用状況は、英国の国民投票結果に端を発した世界経済の不透明感等から前半は低調に推移しましたが、10月以降上昇に転じ、11月米国大統領選以降は「内外株価の上昇」、一方で「海外金利急上昇」、「債券価格下落」といった市場環境のもとで、運用利回り 年+3.13%の実績となりました。

年金・一時金の給付状況

		受給者数	金額
老齢	年金	537人	10,549万円
	一時金	2人	1,351万円
脱退一時金		13人	174万円
遺族一時金		3人	521万円

※受給権待期者 28人

年金資産の構成割合

各投資先に資産を配分して、リスク分散を考慮しながら運用しています。金額(万円)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	短期資産	合計
時価総額	130,173	74,414	23,733	66,876	143,618	227,551	7,085	673,450
構成割合	19.3%	11.1%	3.5%	9.9%	21.3%	33.8%	1.1%	100.0%

日本金属企業年金基金

基金決算等のお知らせ



去る7月13日に代議員会が開催され、当基金の平成28年度の決算および財務検証結果が承認されましたので、その概要等をお知らせいたします。

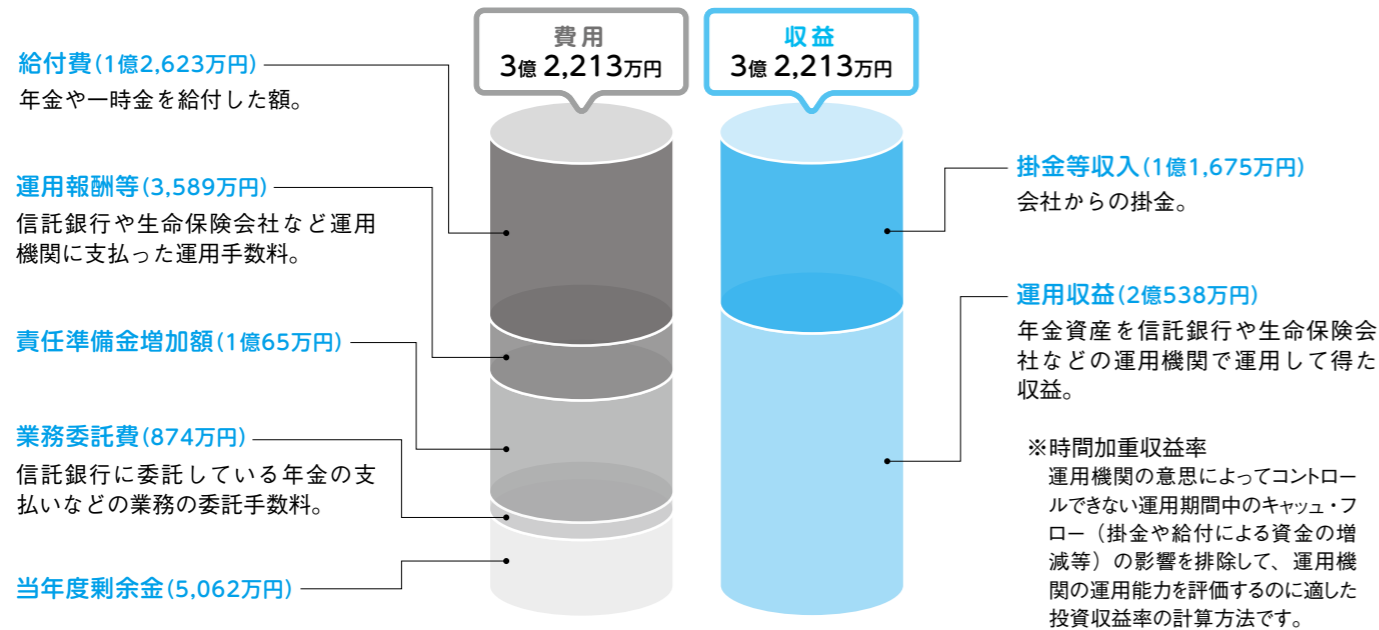
年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。年金資産の評価方法は財政状況を的確、かつ、わかりやすくする観点から、時価評価で表示しています。当年度決算では、5,062万円の剰余金を計上しました。この主な要因は、資産運用実績が、時間加重収益率^{*}(年3.13%)・時価ベース(年2.58%)となり、予定利率(年2.50%)を上回ったことによります。当年度剰余金は、別途積立金に計上することとしました。

1年間の収支状況 (損益計算書・経常収支)

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を明らかにしています。



基金では財政検証を実施しています

基金では、加入者・受給(権)者の皆さまの受給権保護のために、決算期ごとに年金資産の積立状況を2つの方法(継続基準、非継続基準)で検証しています。検証の結果、基準値をクリアしていない場合は、積立計画の見直しが必要になります。当基金では、平成28年度決算において2つの基準値をともにクリアしており、掛金見直し・積立水準を確保する措置を行う必要がないことが確認されました。

継続基準

将来の給付のために保有しておくべき年金資金が、計画どおりに積み立てられているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.36 \text{ (基準値: 1.0以上)}$$

非継続基準

現時点で基金が解散したと仮定した場合、加入者・受給(権)者の加入期間に応じた給付に必要な資産(最低積立基準額)を保有しているかを検証します。

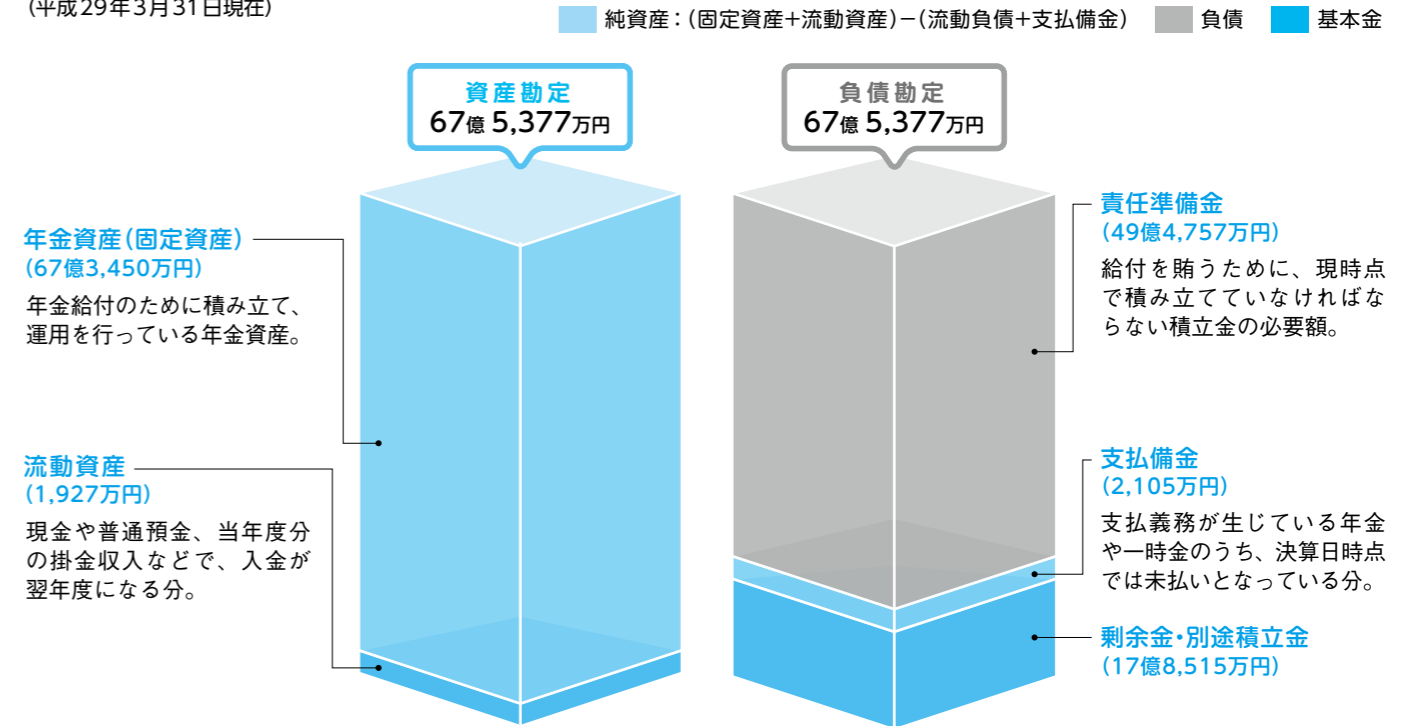
$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = 1.33 \text{ (基準値: 1.00以上)}$$

年金資産の運用結果は年金財政に大きな影響を与えることから、引き続き運用リスクの管理に留意してまいります。

資産と負債のバランス (貸借対照表)

(平成29年3月31日現在)

年度末において、実際に保有する年金資産と、将来の年金給付のために積み立てておくべき資産(責任準備金)を比較し、基金財政が健全に推移しているかをチェックします。



*年金資産(固定資産)が1億5,169万円増加し、当年度末における年金資産は67億3,450万円となりました。一方、将来の年金給付のための責任準備金は1億65万円増加して49億4,757万円となり、また、当年度剰余金5,062万円を別途積立金に計上し、翌年度別途積立金は17億8,515万円となりました。

業務経理

業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。企年連からの支払保証事業廃止に伴う分配金は、平成28年6月当会計にて雑収入として受け入れました。

(単位：千円)

費用勘定	28年度実績	28年度予算	収益勘定	28年度実績	28年度予算
事務費	25,643	30,365	事務費掛金収入	21,379	21,492
業務委託費	681	681	雑収入	4,592	7
雑支出	322	503	当年度不足金	675	10,050
計	26,646	31,549	計	26,646	31,549

- ・雑収入のうち、支払保証事業保証金分配金は4,492千円
- ・職員異動による事務費(給与・法定福利費)減・対予算
- ・当年度不足金675千円には繰越剰余金を充当

*なお、貸借対照表につきましては、資産勘定は流動資産32,624千円、当年度不足金675千円で計33,299千円を、負債勘定は繰越剰余金のみ33,299千円を計上しました。

当基金の資産運用の基本方針について(概要)

● 運用の目的、運用の目標

当基金の規約に規定した給付金を将来にわたり確実に行うことを目的とし、リスク管理に重点を置き「安全かつ効率的」な運用に努めて、制度維持のために必要な収益率を長期的に上回ることを目標とする。

● 資産構成について

資産運用の目的を達成するため、特定の運用方法に集中しないよう分散投資に努め、当基金の成熟度や財政状況を踏まえて、中長期的な観点から最適なアセットミックスを策定し、必要に応じこれを見直す。

● 政策的資産構成割合(アセットミックス)

(平成27年5月改定)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	合計
中心値(%)	15.0	14.0	3.0	12.0	21.0	34.0	1.0	100.0
運用レンジ(%)	±10.0	±10.0	0~10	±10.0	±10.0	±10.0	0~10	100.0

○期待収益率およびリスクについて

- ・政策的資産構成割合(中心値)における期待収益率は3.13%、リスク値は5.71%となっています。
- ・リスク=「危険」と思われがちですが、運用におけるリスクとは、予想される運用成果(リターン)の変動幅、ブレ、バラツキを意味します。

○当基金採用のオルタナティブ等投資(その他資産)は、次のとおりです。

- ・生保、損保リンクファンド
- ・複数のオルタナティブ投資を組み入れたパッケージ商品
- ・リスク抑制コントロール型ファンド

平成29年
1月から

当基金の加入者の皆さんも、 個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入できます

iDeCo (イデコ) は、さまざまな非課税メリットを利用して資産を積み立て、将来、公的年金とは別に年金給付が受けられる制度です。

平成29年1月から加入者の範囲が広がり、これまで対象外だった企業年金に加入している会社員も、加入できることになりました。

iDeCoのしくみ

一定の範囲内から自分で選んだ金融商品を、毎月定額ずつ購入し、運用しながら積み立てます。運用しだいで、将来受けられる給付額が増減します。受給開始は60歳以降です。

iDeCo の加入対象者

✓ 日本国内に住む60歳未満のすべての公的年金の被保険者が加入できます

ただし、次の方を除きます。

- ・ 企業型確定拠出年金の加入者 (規約で認められている場合は加入可)
- ・ 農業者年金の被保険者
- ・ 国民年金の保険料納付を免除されている方 (障害基礎年金の受給者の場合は加入可)

iDeCo のメリット

✓ 掛金が全額所得控除となります

仮に、年収300万円の方が毎月1万円掛金を拠出した場合、所得税を10%、住民税を10%とすると、税金が年間約2万4千円軽減されます。

✓ 運用益も非課税です

一般に販売されている金融商品は、運用益に源泉分離課税20.315%が課税されますが、iDeCoは運用益が非課税です。したがって、その分が再投資できます。

✓ 受けとり時も控除が受けられる

年金として受け取る場合は公的年金等控除、一時金の場合は退職所得控除が受けられ、税金が軽減されます。

iDeCo にはどうやって入るの？

iDeCoに加入するには、iDeCoを申し込む金融機関(運営管理機関)を選んで資料請求し、同封の申込書に必要事項を記入し、書類をそろえて返送します。

→ 運営管理機関の一覧は、国民年金基金連合会のホームページ <http://npfa.or.jp/401K/> に出ています。

運営管理機関を選ぶポイント

サポート体制やホームページの使い勝手、口座手数料、取り扱い金融商品の信託報酬などを、各運営管理機関のホームページや比較サイトなどを参考に検討してみましょう。

✓ 会社員の場合は、加入者資格の確認のために、事業主の証明を受ける必要があります

会社員の場合は、申込書に同封されている「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」に、事業主の署名や押印、必要事項の記入を受ける必要があります。

「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」は、iDeCoの加入者資格を証明する書類です。iDeCoでは拠出できる掛金額に上限があり、企業年金に加入している会社員(当基金の加入者の皆さん等)は月額1万2千円まで、企業年金に加入していない会社員は月額2万3千円までとなっています。この拠出限度額の確認等のために、企業年金の加入の有無といった証明を事業主から受ける必要があります。

働き方改革の実現に向けて政府が実行計画をまとめる

政府は、働き方改革の具体的な施策や必要な法整備などを盛り込んだ実行計画を取りまとめました。働き方改革の柱とされる時間外労働の上限規制では、長時間労働を削減するため、法律で残業の上限を定め、1分でも超えて働いた人が1人でもいれば、使用者に罰則が科されます。平時は月45時間、年360時間以内が上限となり、繁忙期は特例として休日労働を含んで単月100時間未満、同じく2～6ヵ月平均80時間以内が上限となります。繁忙期の特

例は年6回まで認められ、トータルで年720時間以内の上限も設けられます。同じく働き方改革の柱とされる同一労働同一賃金の実現は、パートやアルバイトなど非正規雇用の待遇改善をめざすものです。正社員と同じ仕事であれば同じ賃金を支払うことを原則とする一方で、仕事の違い等により待遇に差を設けるのであれば、その待遇差に合理的な理由が求められます。政府は、これらの働き方改革を盛り込んだ法案を平成29年度中に国会に提出するとしています。

10月1日から育児休業期間は最長2歳まで延長可能に

平成29年10月1日から、子が最長2歳になるまで育児休業期間を延長することができるようになります。現在の育児休業は、保育所に入れないなどの特別な事情がある場合に限り、1歳から1歳6ヵ月まで延長することができますが、1歳6ヵ月から2歳まで延長する場合も同様の要件となる予定です。ただし、最長2歳までの延長はあくまで緊急的なセーフティネットであり、子が2歳になるまでだれもが育児休業を取得できるようになったもので

はありません。政府はそうした制度の趣旨を強調するため、パンフレット等で周知していく方針です。

このほか、10月1日からは育児休業や介護休業等が必要な労働者に対し、社内の規定を個別に周知すること（個別周知）や、男性の育児参加を促すための休暇（育児目的休暇）を創設することが企業の努力義務となります。具体的な取り扱いについては、政府内の審議会で議論し、指針で定められる予定です。

教育訓練給付の受給可能期間は最大20年まで延長可能に

雇用保険法の一部改正に伴い、平成30年1月1日から教育訓練給付の受給可能期間が最大20年まで延長されます。教育訓練給付とは、能力開発への取り組みやキャリア形成を支援するための教育訓練の受講費用の一部を支給するもので、離職後も1年間は受給が可能です。さらに、出産、育児等のやむを得ない事由があれば最大4年まで受給が可能な期間を延長することができますが、今回の改正ではこれを最大20年まで延ばすこ

とで、出産や育児等で離職後、長期間のブランクのある人の能力開発を支援し、再就職をしやすくするねらいがあります。

他方、高度で専門的な教育訓練に対して支給される専門実践教育訓練給付は、支給率が費用の最大70%まで引き上げられます。また2回目以降に受給するために必要な支給要件期間も、現行の10年以上から3年以上に短縮されますので、短期間でのレベルアップをめざす人にとっても利用しやすくなります。